

弁護士会 NEWS



NO. 1 ボランティアの皆さんのための Q&A



Q1. ボランティアとして現地に行きます。作業前の注意点を教えてください。

A1. 活動前にボランティアセンターへ行きボランティア登録をしましょう。被災地では残念ながらボランティアを装い窃盗などをする人達があり身分証明が大切ですので、センターから指示されたビブスの着用や身分証の携帯などを徹底のうえ、自己紹介しましょう。また、万が一に備え「ボランティア活動保険」に加入しておきましょう。作業中に自分が怪我をしたり他人に怪我をさせたりした場合に補償が受けられません（Q4 も参照）。現地に行っても作業の進み具合で役割がないこともあります。そういった場合でも、現地の状況を目に焼き付けたり地元の品を買ったりすることも支援の一つと心がけましょう。

Q2. ボランティアとしてがれきの撤去作業を行います。注意点を教えてください。

A2. 被災家屋とその隣家との境界があいまいになっていることがあります。境界の目印、杭や塀などはそのままにし、写真を撮るなど記録を残しましょう。

Q3. ボランティアとしてがれきの撤去作業中です。私有地内に大量のがれきや明らかに汚れたり壊れたりしている物がたくさんあります。勝手に処分してもよいですか。

A3. 勝手に処分してはいけません。私有地内の物については持ち主に所有権があり、持ち主にとって「思い出の品」かもしれません。持ち主の心情に配慮し「捨てていいですか。」という聞き方ではなく、「洗ってとっておきましょうか。」などと尋ねましょう。

Q4. ボランティア作業中、建物が崩れてきて怪我をしましたが補償は受けられますか。また、作業中に被災者の方に怪我を負わせてしまった場合や、被災者の方の所有物を壊してしまった場合の責任はどうなりますか。

A4. ボランティア活動保険に加入しておきましょう（Q1 も参照）。自分が怪我をした場合やほかの人に怪我をさせてしまった場合、作業中に物を壊した場合など保険金が支払われるケースがあります。もっとも、ボランティアが被災者を避難所まで送迎している間の事故など、自動車保険が優先され上記保険の保障外となる場合があります。



糸魚川大規模火災については「**無料なんでも相談**」実施中！
お問合せ先：新潟県弁護士会 ☎025-222-5533